給付算定基礎額残高通知書について

平成２７年１０月に新設された退職等年金給付（年金払い退職給付）制度は、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。

この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といいます。

給付算定基礎額は、毎月積み立てられるものであることから、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報を年１回お知らせします。

〇給付算定基礎額の額

付与額（標準報酬月額（※１）×付与率（※２））＋利息（基準利率（※３）を基に計算）を累積した額となります。

（※１）標準報酬月額

毎月の報酬から納める保険料の額や、年金額を決定するときに、その算定の基とするための金額です。組合員の受ける報酬月額（基本給＋諸手当）に基づき決められます。

（※２）付与率

付与額を算定するための率です。組合員であった者とその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることなどの事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」といいます。）の定款で定められます。

付与率は、上記の事情に適合しないことが明らかになったときには水準の見直しを行います。

（※３）基準利率

付与額に対する利息を算定するための率です。国債の利回り（１０年国債の応募者平均利回りの直近１年平均と直近５年平均の低い方）を使用することとされ、地共連の定款で定められます。

基準利率は、毎年１０月に改定されます。

退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

http://www.shichousonren.or.jp/

付与率および基準利率については、下記の地方公務員共済組合連合会ホームページの「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会ホームページ

http://www.chikyoren.or.jp/

【通知書の見本】

＜ハガキの展開イメージ＞

松戸南郵便局
料金後納
郵　便

690-0852
島根県　松江市
千鳥町２０番地
　　共済　太郎　　様

00009872
※１　00780-00-000000000000-00000999
T0758539#

親　展

お問い合わせ先
〒690-0852
松江市千鳥町 20　ホテル白鳥２階
島根県市町村職員共済組合　年金課
0852-21-9503

退職等年金給付（年金払い退職給付）に係る
「給付算定基礎額残高通知書」です。

給付算定基礎額残高通知書

（　年　月～　年　月）
単位円

（入金）期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
前年度末			
付与額累計		－ ※２	－
利息額			
今回通知			
給付算定基礎額等合計			

年金払い退職給付加入期間		年　月
付与率	年　月～　年　月	%
	年　月～　年　月	%
基準利率（年率）	年　月～　年　月	%
	年　月～　年　月	%

基礎年金番号　　作成日　　年　月　日

◆通知書に表示されている各項目の見方

○標準報酬月額
付与額の基礎となる標準報酬の額です。
期末手当等を受けている月は、期末手当の額が合算されています。

○付与額
標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

○利息
前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率（1ヶ月単位に換算した率）を乗じた額です。

○給付算定基礎額残高
前月の給付算定基礎額残高、当月の付与額及び利息の合計額です。年金額の算定の基礎となります。

○前年度末
前年度末における給付算定基礎額残高です。

○付与額累計
平成28年度の各月の付与額を累計した額です。

○利息額
平成28年度の各月の利息を累計した額です。

○今回通知
平成28年度末における給付算定基礎額残高です。

○年金払い退職給付加入期間
平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。

○付与率
付与額を算定するために標準報酬月額に乗じる率です。
付与率の設定にあたっては、退職等年金給付が組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることを考慮して設定することとされています。

○基準利率
利息を求めるための率です。
10年国債の応募者利回りの直近1年平均と直近5年平均のうち低い方の率としており、毎年10月に見直されます。

※１　所属所コードー企業コードー部課所コードー証番号が印字されます。
※２　退職年金の受給権者が再就職している場合に、再就職前の給付算定基礎額の情報が印字されます。

給付算定基礎額残高通知書の送付について

この通知書は、将来の退職等年金給付（年金払い退職給付）の原資となる「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせするものです。

組合員の方には毎年、年金待機者（公務員を退職された方）については退職時と節目年齢（３５歳・４５歳・５９歳・６３歳）にお届けします。

※　この通知書は、作成日現在において登録されている標準報酬月額等の情報を基に作成しています。

そのため、登録の時期などにより、最新の情報となっていない場合がありますのでご了承ください。

（将来の年金額に影響するものではありません。）

◀ここから開いて中面をご覧ください

北海道地方職員共済組合

◆退職等年金給付（年金払い退職給付）について

被用者年金制度の一元化により共済年金の一部であった職域年金相当部分が廃止され、新たな年金として「退職等年金給付」が創設されました。この新しいしくみは退職給付の一部として導入されたため、「年金払い退職給付」ともいいます。

退職等年金給付（年金払い退職給付）は、公的年金とは異なり、組合員期間にあなたが積み立てた「給付算定基礎額」をもとに、将来の年金給付額が決定します。

◆積立時

① （標準報酬月額※）×付与率が毎月付与（毎月積立）されます。
※期末手当等を受けている月は、（標準報酬月額及び期末手当等の額）

② 基準利率に基づき複利計算によって利息が毎月付与（毎月積立）されます。

③ ①と②を合わせた額が、将来の年金の原資となる「給付算定基礎額」となります。

◆年金受給時

① 給付算定基礎額をもとに、年金額を算定します。

② 給付算定基礎額は、半分が有期年金、半分が終身年金となります。

③ 有期年金は20年又は10年での分割受給を選択できます。または一時金として受給することもできます。

④ 原則として65歳からの受給ですが、60歳まで繰上げ、または70歳まで繰り下げて受給することもできます。

退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要や給付の計算方法等についての詳細は、下記のホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ
http://www.shichousonren.or.jp/

◆積立時と年金受給時のイメージ

○積立時

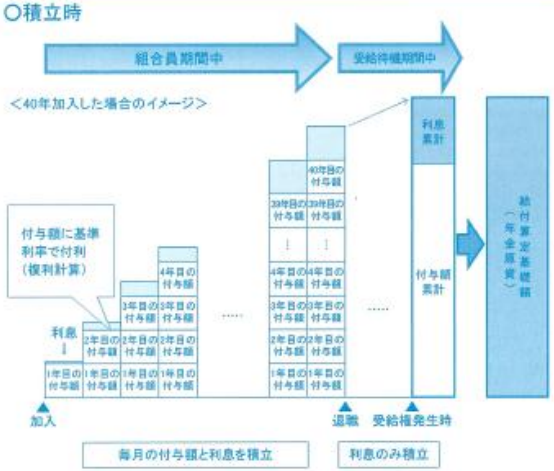

○年金受給時

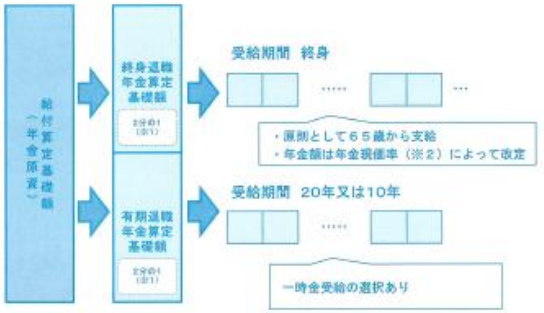

（※１）組合員期間が１０年未満の場合は１/４（※２）年金原資を年金として延払いするための率

【通知書の見方】

（例）平成２９年５月通知

給付算定基礎額残高通知書

（28年 4月～ 29年 3月）

①　様　　②　　③　　④　　単位円

(入金)期日	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
前年度末				26,180
4月	260,000	3,900	12	30,092
5月	260,000	3,900	13	34,005
6月	662,000	9,930	17	43,952
7月	260,000	3,900	19	47,871
8月	260,000	3,900	20	51,791
9月	240,000	3,600	22	55,413
10月	240,000	3,600	15	59,028
11月	240,000	3,600	16	62,644
12月	692,000	10,380	19	73,043
1月	240,000	3,600	20	76,663
2月	240,000	3,600	21	80,284
3月	240,000	3,600	22	83,906

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

	区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
⑤	前年度末	26,180		
⑥	付与額累計	57,510	-	-
⑦	利息額	216		
⑧	今回通知	83,906		
	給付算定基礎額等合計	83,906		

⑨	年金払い退職給付加入期間		1年 6月
⑩	付与率	平成28年 4月～平成29年 3月	1.500%
		年 月～ 年 月	%
⑪	基準利率（年率）	平成28年 4月～平成28年 9月	0.480%
		平成28年 10月～平成29年 3月	0.320%

基礎年金番号　　作成日　平成29年 4月 26日

①標準報酬月額

付与額の基礎となる標準報酬の額です。

期末手当等を受けている月は、期末手当等の額が合算されています。

②付与額

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

③利息

前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に

基準利率（１ヶ月単位に換算した率）を乗じた額です。

④給付算定基礎額残高

前月までの給付算定基礎額残高、当月の付与額及び利息の

合計額です。退職等年金給付の年金額の算定の基礎となります。

⑤前年度末

前年度末（前回通知）における給付算定基礎額残高です。

⑥付与額累計

平成２８年度の各月の付与額を累計した額です。

⑦利息額

平成２８年度の各月の利息を累計した額です。

⑧今回通知

平成２８年度末における給付算定基礎額残高です。

⑨年金払い退職給付加入期間

平成２７年１０月以降の組合員期間の年月数です。

⑩付与率

付与額を算定するために標準報酬月額に乗じる率です。

⑪基準利率

利息を求めるための率です。（毎年１０月に見直し）

【積立時と年金受給時のイメージ】

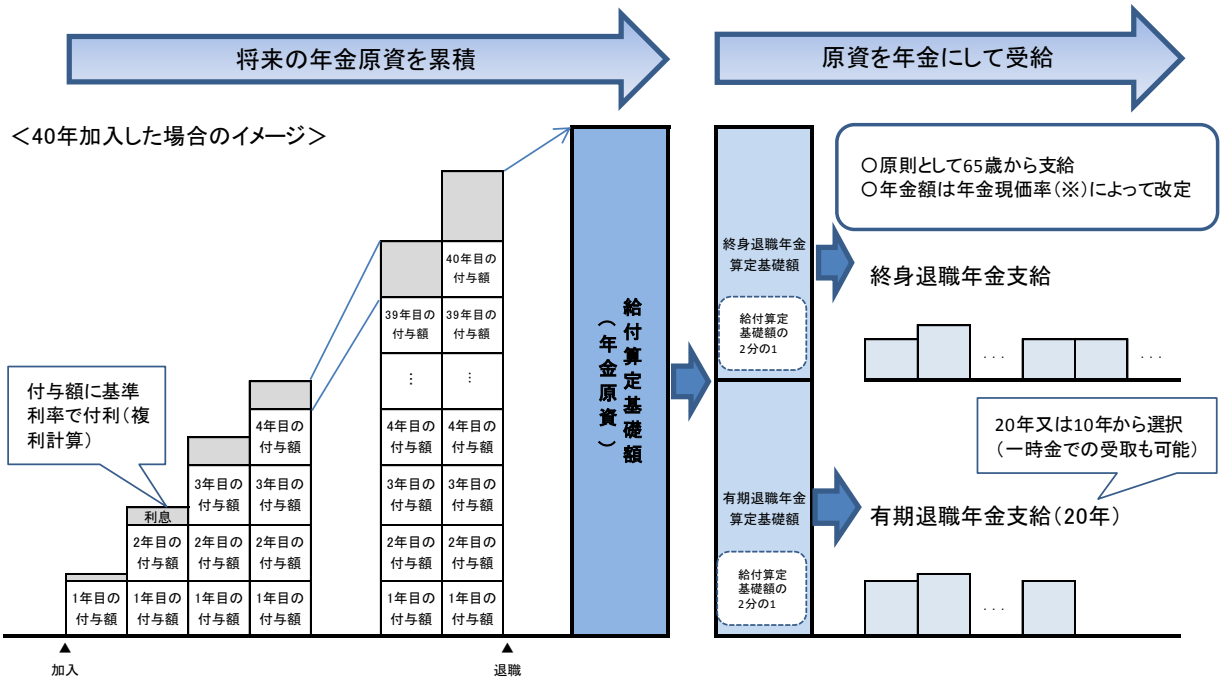

（※）年金現価率

基準利率・死亡率の状況及びその見通し等を勘案して、一定の年金額が支給されるとした場合の年金額を計算するための率で、地共連の定款で定められます。毎年10月に見直しを行います。